

# 米国トランプ政権によるエネルギー・環境政策の見直し (2026年5月18日時点)

上野 貴弘

電力中央研究所 社会経済研究所

2026年5月

## 要約

2025年1月20日に発足した共和党の第2次トランプ政権は、民主党のバイデン政権が進めたエネルギー・環境政策、特に気候変動対策を大幅に見直してきた。本稿では、政権発足後の1年強で具体的にどのような変化が起きたのかを体系的に整理する。

国内政策では、バイデン政権は既存法の権限を用いて火力発電所や新車販売に排出規制を課し、さらにインフレ抑制法（IRA）を通じて脱炭素化への減税措置等を成立させた。トランプ政権は、化石燃料を中心とする国産のエネルギー資源の開発を加速させるべく、バイデン政権の排出規制を撤回しつつ、同時に規制の前提となる温室効果ガスの危険性認定も撤回した。他方、IRAは、2025年7月に成立した「1つの大きく美しい法」で見直され、電気自動車への減税措置を早期終了し、再エネ電力新設への減税も適用期間を大幅に縮小することになった。これに対し、原子力発電・炭素利用回収貯留（CCUS）・クリーン燃料（バイオ燃料）への減税は維持または拡大・延長となった。さらに、トランプ大統領は就任日に、国家エネルギー緊急事態を宣言し、各省庁に対して緊急時の権限を特定し、国産エネルギーや重要鉱物の生産拡大を図るよう命じた。その後も石炭、原子力発電、重要鉱物などに関する大統領令を発して、それぞれの供給の維持・拡大を図っている。


対外的には、バイデン大統領はパリ協定に復帰し、2030年に2005年比で50~52%減、2035年に61~66%減との削減目標を定めたが、トランプ大統領は就任日の大統領令でパリ協定からの再脱退を表明した。さらに、2026年1月には国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からの脱退を表明した。また、バイデン政権が2024年1月に液化天然ガス（LNG）輸出の新規認可を一時停止したのに対し、「エネルギー・ドミナンス」をエネルギー外交の軸に据えるトランプ大統領は、就任日の大統領令で新規認可申請の審査を速やかに再開するようにエネルギー長官に指示し、実際に再開した。EUや日本との二国間の「ディール」においても、米国からのLNG輸出拡大が謳われた。国家安全保障戦略においても、経済安全保障の柱の1つとして、エネルギー・ドミナンスが位置付けられた。

総じて、トランプ政権はバイデン政権の脱炭素化を中心とする政策を改め、国産化石燃料の増産を重視し、さらにはその輸出拡大によって外交的影響力の強化を図る方針である。IRAのうち見直し・撤回の対象とならない部分、一部の州政府の政策、ビッグテック企業の脱炭素技術（原子力発電を含む）への投資などによる温室効果ガスの排出削減は続くものの、バイデン政権が掲げた削減目標の達成からは程遠く、2050年ネットゼロ排出と現実の乖離が広がると予想される。

### 免責事項

本ディスカッションペーパーは広く意見やコメントを得るために公表するもので、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所または社会経済研究所の見解を示すものではない。

※本ディスカッションペーパーは、「米国トランプ政権によるエネルギー・環境政策の見直しの行方（2026年2月5日版）」（SERC Discussion Paper 25009）に対して、その後の動向を加筆したものである。



# 米国トランプ政権による エネルギー・環境政策の見直し (2026年5月18日時点)

---

電力中央研究所 社会経済研究所  
上席研究員 上野 貴弘

2026年5月18日

 電力中央研究所

# 全体の要約

## 目的

---

2025年1月20日に発足した共和党の第2次トランプ政権は、民主党のバイデン政権が進めたエネルギー・環境政策、特に気候変動対策を大幅に見直してきた。

本稿では、政権発足後の1年強で、具体的にどのような変化が起きたのかを整理する。

## 概要（国内政策）

バイデン政権は国内において、①既存法の権限を用いて火力発電所や新車販売に排出規制を課し、さらには、②連邦議会を通じて成立させたインフレ抑制法（IRA）によって、脱炭素化への減税措置等を導入した。

トランプ政権は、化石燃料を中心とする国産のエネルギー資源の開発を加速させるべく、①バイデン政権の排出規制の撤回手続きを進めつつ、規制の前提となる温室効果ガスの危険性認定も撤回した。

他方、②IRAは、2025年7月に成立した「1つの大きく美しい法」で見直され、電気自動車への減税措置を早期終了し、再エネ電力新設への減税も適用期間を大幅に縮小することになった。これに対し、原子力発電・炭素利用回収貯留（CCUS）・クリーン燃料（バイオ燃料）への減税は維持または拡大・延長となった。

さらに、トランプ大統領は就任日に、国家エネルギー緊急事態を宣言し、各省庁に対して緊急時の権限を特定し、国産エネルギーや重要鉱物の生産拡大を図るよう命じた。

## 概要（対外政策）

対外的には、バイデン大統領はパリ協定に復帰し、2030年に2005年比で50~52%減、2035年に61~66%減との削減目標（NDC）を定めたが、トランプ大統領は就任日の大統領令でパリ協定からの再脱退を表明した。さらに、2026年1月には国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からの脱退を表明した。

また、バイデン政権が2024年1月に液化天然ガス（LNG）輸出の新規認可を一時停止したのに対し、「エネルギー主導ミナンス」をエネルギー外交の主軸に据えるトランプ大統領は、就任日の大統領令で新規認可申請の審査を速やかに再開するようにエネルギー長官に指示し、実際に再開した。EUや日本との二国間の「ディール」においても、米国からのLNG輸出拡大が謳われた。国家安全保障戦略においても、経済安全保障の柱の1つとして、エネルギー主導ミナンスが位置付けられた。

## まとめ

---

総じて、トランプ政権はバイデン政権の脱炭素化を中心とする政策を改め、国産化石燃料の増産を重視し、さらにはその輸出拡大によって外交的影響力の強化を図っている。

IRAのうち撤回の対象とならなかった部分、一部の州政府の政策、ビッグテック企業の脱炭素技術（原子力発電を含む）への投資などによる温室効果ガスの排出削減は続くものの、バイデン政権が掲げた削減目標の達成からは程遠く、2050年ネットゼロ排出と現実の乖離が広がると予想される。

## まとめ（バイデン政権→トランプ政権）

	バイデン政権の取り組み	トランプ政権の動き
国内政策	<p>既存法の下での排出規制の策定 （火力発電所、新車販売等）</p> <p>IRAの立法（減税・補助金・融資保証による脱炭素支援）</p>	<p>規制と危険性認定の撤回 カリフォルニア州の規制権限の撤回</p> <p>IRAの撤回・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部減税の縮小・撤回</li> <li>補助金・融資保証の未執行分の撤回</li> </ul>
対外政策	<p>世界全体の脱炭素化を追求</p> <p>パリ協定への復帰とNDC策定</p> <p>LNG輸出の新規認可の一時停止</p> <p>G7における電力脱炭素化の追求</p>	<p>米国のエネルギー主導ミナンスを追求</p> <p>パリ協定からの脱退（NDCも消滅） UNFCCCからの脱退表明</p> <p>LNG輸出認可再開。アラスカLNG推進</p> <p>G7における独自路線</p>

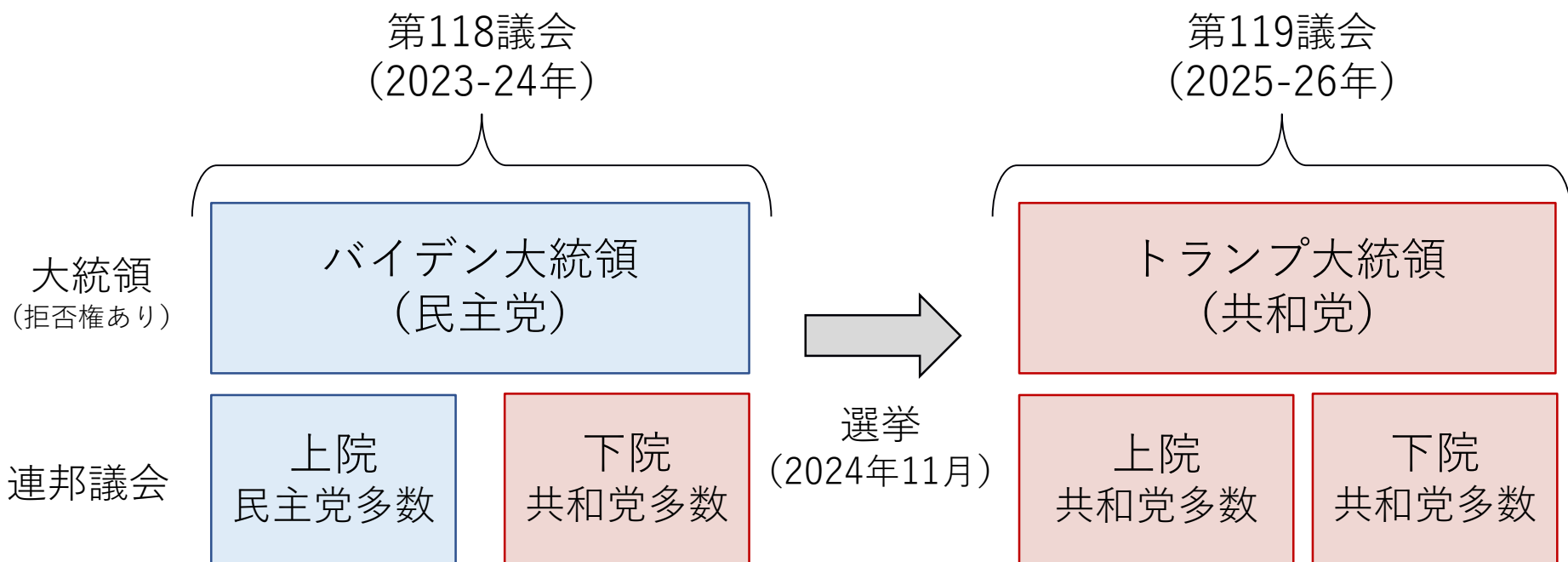
## まとめ（トランプ1.0→トランプ2.0）

	トランプ1.0	トランプ2.0
国内政策	<p>オバマ政権の規制政策の撤回 （火力発電所、新車販売等）</p> <p>「危険性認定」は撤回せず</p> <p>国家エネルギー緊急事態宣言は 発動せず</p>	<p>バイデン政権の規制政策の撤回 （火力発電所、新車販売等）</p> <p>危険性認定の撤回 諸規制のゼロベースでの遡及的見直し</p> <p>国家エネルギー緊急事態宣言を就任日 に発動</p>
対外政策	<p>パリ協定からの脱退 UNFCCCからは脱退せず</p> <p>エネルギー純輸出国への転換</p>	<p>パリ協定からの脱退 UNFCCCからの脱退表明</p> <p>純輸出国としての立場を、 二国間でのディールに活用する可能性 アラスカLNG推進</p>

※現時点までの動きの速さも「トランプ2.0」の特徴

# 1. 国内政策の見直し

# 大統領・連邦議会（上院、下院）の勢力図



現時点で、  
 上院：共和党53対民主党47  
 下院：共和党218対民主党212  
 (※欠員5)  
 →共和党が全てを掌握。  
 ただし、下院の議席数は僅差

## トランプ大統領と共和党の公約①

### バイデン政権の気候変動対策の見直し

#### • 規制の撤回

「就任日に電気自動車の義務化を終わらせる。これにより、米国の自動車産業は完全な消滅から救われ、米国の顧客は車1台あたり数千ドルを節約できる」（トランプ氏の指名受諾演説（2024年7月19日））

「有害な規制を撤回し、電気自動車やその他の義務を撤回し、中国車の輸入を阻止することで、米国の自動車産業を復活させる」（共和党の2024年綱領）

「共和党は、雇用・自由・イノベーションを抑制し、あらゆるものを高価にする規制を大幅に削減する」（共和党の2024年綱領）

#### • インフレ抑制法（IRA）の執行停止

「彼らはグリーンニュースキャム（新たなグリーン詐欺）に関係するものに何兆ドルも費やした。これは詐欺であり、莫大なインフレ圧力を引き起こした。（中略）まだ使われずに眠っている何兆ドルものすべてのお金を、道路、橋、ダムのような重要なプロジェクトに注ぎ込む。無意味なグリーンニュースキャムのアイデアに使われることを許さない」（トランプ氏の指名受諾演説）

※「グリーンニュースキャム」はグリーンニューディールを揶揄する表現。「インフレ圧力」と結びつけていることから、IRAを遠回しに指しているものと思われる

## トランプ大統領と共和党の公約②

### エネルギーの増産（特に化石燃料）とエネルギーコストの削減

トランプ氏は選挙戦中を通じて「掘って、掘って、掘りまくれ」(Drill, Baby, Drill) というスローガンを多用

「忘れてはならないのは、我が国は他のどの国よりも圧倒的に多くの液体の黄金 (liquid gold, 石油を指す)を持っているということだ。」(トランプ氏の指名受諾演説)

「共和党は、原子力を含むあらゆるエネルギー源からの生産を解放し、インフレを即座に削減するとともに、信頼性が高く豊富で手頃な価格のエネルギーでアメリカの家庭、車、工場を支える」(共和党の2024年綱領)

「私の目標は、就任後12か月以内に皆さんのエネルギーコストを半分にすることだ。それは可能だ。我々が持つ世界最大の石油供給があれば、暖房や冷房、電気、ガソリンのすべてのコストを半減させることができる。(中略) この急速なエネルギーコストの削減を達成するために、国家緊急事態を宣言し、エネルギー生産、発電、供給を劇的に増加させる措置を講じる(中略) 就任初日から、新たな掘削、新たなパイプライン、新たな精製施設、新たな発電所、新たな原子炉の承認を行う」(ミシガン州の集会でのトランプ氏の演説(2024年8月29日))


## エネルギー・環境政策に関する閣僚等①

### 内務長官・国家エネルギードミナンス会議議長：ダグ・バーガム氏

ノースダコタ州知事として化石燃料の採掘推進を強力に支持。2021年には同州のカーボンニュートラルを2030年までに達成との目標を提示。ただし、規制に頼らず、CCSでの実現が前提。同州を通過するCO<sub>2</sub>パイプラインの建設を支持。知事就任前は実業家として活動

### エネルギー長官・国家エネルギードミナンス会議副議長：クリス・ライト氏

シェール革命に貢献した実業家。ネットゼロ排出は経済的自殺と評するも、共和党は単にネットゼロを否定して、化石燃料を賞賛するのではなく、エネルギー貧困ゼロを打ち出すべきで、その過程で生じるイノベーションは排出削減をもたらすと主張 (Wright 2024)

※「エネルギードミナンス」については、P.58を参照。国家エネルギードミナンス会議は、2025年2月14日の大統領令により、大統領府に設置された 

エネルギーの増産（特に化石燃料）という公約の実現を目指す布陣

## エネルギー・環境政策に関する閣僚等②

### 環境保護庁（EPA）長官：リー・ゼルディン氏

元下院議員（ニューヨーク1区）、法律家

トランプ氏は「ゼルディン氏は速やかに規制緩和を決定する」と期待

### 行政管理予算局（OMB）局長：ラッセル・ヴォート氏

ヘリテージ財団のプロジェクト2025（※2期目の省庁別政策構想を作成）に関与。トランプ政権1期目でもOMB局長を務める

トランプ大統領は「ディープステート（影の政府）の解体方法を正確に知る人物」と発信

規制緩和を徹底するとの強固な意思が感じられる布陣

## エネルギー・環境政策に関する閣僚等③

### 財務長官：スコット・ベッセント氏

政権入りの前は投資ファンド経営者。「IRAは財政赤字の終末装置」と発言。就任前の上院公聴会において「議会予算局の評価によれば、IRAは支出の増加という点で、制御不能なほどに膨れ上がっていると指摘したい」と発言し、IRAによる財政への悪影響を懸念。他方、中国に炭素関税を課す可能性について問われると、「非常に興味深いアイデア。関税プログラム全体の一部になる可能性もある。トランプ大統領はまだ就任していないが、もし承認されれば、炭素に特に焦点を絞った関税も含め、さまざまな戦略について彼と協力することを楽しみにしている」と発言

財政赤字拡大の懸念から、IRAの執行を厳格化する可能性あり

## 以降のページで取り上げる国内政策

### バイデン政権の気候変動対策の見直し

- 排出規制の撤回→P.17～24
  - 【参考】立法に基づく規制の無効化→P.23
  - 【参考】行政府の規制権限縮小の潮流とゼロベースの規制見直しの大統領令→P.24
- インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回→P.25～32
  - 【参考】「1つの大きく美しい法」における減税見直しの概要 →P.27～30
- 再生可能エネルギー政策の見直し→P.33～34

### エネルギーの増産

- 化石燃料の生産拡大に向けた取り組み→P.35～37
- 発電所の新設・維持・再稼働に向けた取り組み→P.38
- データセンターによる大規模電力負荷への対応→P.39
- 原子力発電の推進→P.40～41
- 鉱物の生産拡大に向けた取り組み→P.42

州政府の取り組みへの対応→P.43

【参考】州政府の取り組み→P.44

【参考】米国のエネルギー生産量、発電電力量、排出量、エネルギー価格→P.45

# 排出規制の撤回①

## (バイデン政権による規制とその撤回方法)

### バイデン政権による火力発電所・新車販売等への温室効果ガス排出規制

バイデン政権は既存法（大気浄化法等）の権限で排出規制を策定

- 火力発電所の排出規制：「石炭火力」は2032年以降は回収率90%以上のCCSなしでは運転できない水準の基準値+「新設ガス火力」への規制
- 自動車の排出基準：2032年に新車販売における電気自動車およびプラグインハイブリッド車の比率が7割程度になる基準値
- その他には、石油・ガス部門のメタン排出規制など

※ハリス政権ならば、バイデン政権が規制対象外とした「既設天然ガス火力」に対する排出規制を課す可能性があったが、トランプ勝利でその可能性は消滅

### 規制撤回の方法

行政府の権限で撤回可能。各省庁は行政手続法に基づき、通常、1.5~2年をかけて撤回を進める。必要があれば、撤回と同時により緩い代替規制も策定。政権が非合法とみなす規制については、行政手続法で求められる「通知とコメント」（notice and comment）の手順を省略し、短期間で撤回する可能性も

※カリフォルニア州のゼロ排出車基準の認可を撤回（正確には連邦政府による先占の放棄（waiver）の撤回）は、議会審査法の手続きで実現（※P.23参照）

## 排出規制の撤回②

(就任日の大統領令で示された方針 (2025年1月20日) )

### 規制見直しの着手指示、「危険性認定」に関する検討指示

トランプ大統領は「米国のエネルギーの解放 (Unleashing American Energy)」に関する大統領令で以下の方針を指示 

- 各省庁は国内エネルギー資源開発（特に石油、天然ガス、石炭、水力、バイオ燃料、重要鉱物、原子力）への負担となりうる**省庁の取り組み**（※主として規制を指す）を速やかに特定したうえで、その撤回・改定などを進める
- 炭素の社会的費用に関するこれまでの文書等を撤回したうえで、EPA長官は炭素の社会的費用の計算を連邦政府による認可や規制から排除することを検討
- EPA長官は30日以内に「温室効果ガスの危険性認定（2009年12月15日）」の合法性と継続的な適用可能性についての提言を取りまとめる

## 排出規制の撤回③

(EPAのゼルディン長官の方針 (2025年3月12日) )

### 規制見直しと危険性認定再考に着手

EPAのゼルディン長官は「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令を踏まえ、以下の方針を発表 [🔗](#)

- 規制見直しの着手。見直しの対象として、火力発電所に対する排出規制、自動車の排ガス基準、石油・ガス産業への規制、ハイドロフルオロカーボン（HFC）使用規制など
- 企業の温室効果ガス排出報告制度の見直し
- 炭素の社会的費用の再検討
- 温室効果ガスの危険性認定および同認定に基づく既存の全規制の見直し
  - 大統領府の行政管理予算局、大統領府科学技術政策局、海洋大気庁等と連携
  - 再考に際しては、法律上の課題、各種の不確実性、革新的技術・科学・経済学・排出削減に関する2009年の認定以降における進展等を考慮

危険性認定の見直しや企業の温室効果ガス報告制度の見直しは  
トランプ1.0では見られなかった動き

## 排出規制の撤回④

## (火力発電所排出規制の撤回提案 (2025年6月11日) )

## 火力発電所への温室効果ガス排出規制の必要性を否定する提案

EPAは火力発電所排出規制について、以下の撤回案を発表 

- 「火力発電所の温室効果ガス排出は危険な大気汚染に大きくは寄与していない」と認定
  - 「米国の発電部門の温室効果ガス排出量が世界全体の温室効果ガス排出量に占める割合は2022年時点で3%に過ぎない。・・・他国が化石燃料利用を増やすなかで、米国の発電所が石炭や他の化石燃料利用を制限しても、世界全体の温室効果ガス濃度には大きくは影響しない」  
→「米国の火力発電は、大気中の温室効果ガス濃度の増加に大きくは寄与しない。・・・米国の火力発電が全排出を停止しても、一般公衆の健康と福祉へのリスクに有意な差はない」
  - オバマ政権のEPAは「大きく寄与すること」を認定しなくても規制可能との立場を取ったが、第2次トランプ政権のEPAは認定は規制策定に必須としたうえで、その認定は不相当との判断
- こう認定したうえで、火力発電所の温室効果ガス排出に対する規制は不要であり、前政権までに策定された全規制を撤回することを提案
- 上記に対する代替案として、（全規制ではなく）既設石炭火力およびベースロード運転する新設ガス火力に対する炭素回収貯留（CCS）の導入を前提とする規制のみを、CCSは適切に実証された技術ではないとの理由で撤回する案も提示。同時に、既設のガス火力および石油火力に対する規制の撤回も代替案として提示

※ベースの提案をとるか、代替案をとるかは、今後、EPAが判断

# 排出規制の撤回⑤（危険性認定と 新車の温室効果ガス排出規制の撤回（2026年2月12日））

## 温室効果ガス排出規制の前提を否定

EPAは2025年7月29日に温室効果ガスの危険性認定と新車の温室効果ガス排出規制の撤回を提案し<sup>①</sup>、2026年2月12日に最終決定<sup>②</sup>。撤回の理由は以下。今後は訴訟で争われる見通し

### ①条文解釈の変更

- 大気浄化法は、新車からの排出が「一般公衆の健康と福祉に対する危険を引き起こしているか、それに寄与している場合に、排出基準を定める」と規定（202条）。オバマ政権期のEPAは、大気中のGHG濃度の増加は米国の一般公衆の健康と福祉を害すると認定したうえで、米国の新車からの排出はその一因であると認定
- 第2次トランプ政権のEPAは、大気浄化法が想定する危険は、新車の排出への「地域的・局所的な曝露」によるものであり、排出が大気に混ざることによって生じる地球規模の気候変動は該当しないと主張  
⇒従来の汚染物質では、排出と危険の間に近接的な因果があるが、大気を介する気候変動では、時間・空間・数量のいずれも因果の隔たりが大きくなるとのロジック

### ②議会からの授権の欠如

- 2022年の最高裁判決で示された“major questions doctrine”を援用し（P.24参照）、議会は202条の下でEPAに対して温室効果ガスの規制権限を与えていないと主張

### ③規制効果が僅少

- 米国の全ての自動車からの温室効果ガス排出をゼロにしても、地球温暖化防止の効果は僅少であり、多大なコストをかけて排出削減するのは非合理的

※提案段階では、標準的な科学的知見への疑義を撤回理由に含めていたが、最終決定では含めず

## 排出規制の撤回⑥

(企業の温室効果ガス排出報告の撤回提案 (2025年9月12日) )

### 温室効果ガス排出規制の基盤となる情報収集を停止する提案

EPAは企業の温室効果ガス排出報告について、ほぼ全ての部門を報告義務の対象外とする案を発表<sup>1)</sup>。例外は石油・ガス部門。ただし、同部門も2034年まで義務を停止

- 石油・ガス部門の義務を残すのは、メタン排出課金と連動しているため (※P.31参照)
- 「地中隔離」も報告対象外。CCSへの税額控除 (※45Q、P.30参照) はこの報告を活用しており、報告が廃止となった場合、減税を所管する財務省が新たな報告ルールを定めるまで、減税の適用に遅延や混乱が生じる可能性
- EPAは報告義務をなくしつつ、自主的な報告を残す可能性も検討したが、情報が細切れになることを懸念し、全廃を提案

## 【参考】立法に基づく規制の無効化

### 議会審査法 (Congressional Review Act, CRA)

CRAは行政府に対し、規則策定時にそれを連邦議会に提出する義務を課す




- 規則 (rule) は「法律や政策を実施、解釈、または規定するために設計された、一般的または特定の適用性および将来の効果を持つ行政機関の声明の全体または一部、または行政機関の組織、手順、または実務要件を記述したもの」と幅広く定義される

行政府から提出された規則の無効化を上下両院が共同決議し、大統領が同決議に署名した場合、その規則は無効に。ただし、提出から一定の期日（おおよそ半年）が経過した後は無効化できない

CRAの手続きで規則が無効化された場合、行政府は同様の規則の再制定を禁じられる

### 政権交代とCRAによる規則無効化

政権交代直後に、前政権の終盤に策定された規則が無効化対象となりやすい。そのため、バイデン政権が最後の約半年に策定した規則はCRAで無効化される可能性あり

- インフレ抑制法 (IRA) の メタン排出課金の実施規則 (※P.31参照) は上下両院で決議を可決後、トランプ大統領が署名し無効化が確定 
- カリフォルニア州のゼロ排出車基準の認可 は従来、CRAの対象となる規則 (rules) ではないとされてきたが、トランプ政権はこれを規則とみなし、連邦議会では共和党がCRAによる無効化を追求。上下両院で決議を可決後 (※一部の民主党議員も決議に賛成)、トランプ大統領が署名し無効化が確定 
- タンクレス天然ガス給湯器などへのエネルギー効率基準も無効化 

## 【参考】 行政府の規制権限縮小の潮流と ゼロベースの規制見直しの大統領令

### 近年の最高裁判決

West Virginia v. EPA（2022年）：オバマ政権のEPAによる火力発電所への温室効果ガス排出規制は大気浄化法の権限を逸脱との判決。その際、「経済的・政治的な重要性を有する問題の場合、議会在行政府に明確に授權していることの確認が必要」という“major questions doctrine”を援用

Loper Bright v. Raimondo（2024年）：法律の条文が曖昧な場合、行政府の解釈が合理的（reasonable）であって、恣意的（arbitrary）ではない限り、その解釈を尊重（defer）するという、いわゆる「シェブロン原則」を撤回

→行政府の解釈が法に沿っているかを裁判所が判断することに。実質的に行政府の規制権限が大幅縮小

### 「米国のエネルギーの解放のためのゼロベースの規制見直し」の大統領令

2025年4月9日に署名（※大統領令の原題は“Zero-Based Regulatory Budgeting to Unleash American Energy”）[🔗](#)。関連省庁は、2025年9月30日までに、様々な法律の下で策定されてきた諸規制について、法律と整合的な範囲で「条件付きの終了日」を決定する。その終了日は、決定から1年以内とする。ただし、必要と判断される場合には、終了日を延期する

➤ その後、連邦エネルギー規制委員会と連邦原子力規制委員会が本大統領令に対応 [🔗](#) [🔗](#)

# インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回①

**IRAとは？**（2022年成立。詳細は上野（2022）を参照）

「①減税措置」「②補助金」「③融資保証」等により脱炭素投資を支援する法  
最も重要なのは、各種の「①減税」措置。その他に「④メタン排出への課金」も

## 見直し・撤回のハードル

法律の見直し・撤回には、そのための立法が必要。したがって、大統領権限では撤回できず、上下両院で法案を通す必要があることから、規制の撤回よりもハードルが高い

見直し・撤回は、各年度で実質1回のみ使用可能な財政調整（budget reconciliation）を用いる

- 政府の歳入・歳出を調整する立法。2017年のトランプ減税も、2022年のIRAも財政調整で成立
- 財政調整の場合、定数100の上院で議事妨害（filibuster）回避に60名以上の賛成が必要という上院議事規則の要件が適用されず、過半数で可決可能。どちらかの政党が大統領と上下両院の多数派を全て掌握し、党内で結束できれば、他党の賛成なしで可決できる

トランプ大統領は2025年の財政調整で、トランプ減税（所得減税＋所得控除）の延長と新規の減税を追求し、連邦議会では、その財源として、IRAの見直し・撤回や政府支出の削減などを組み合わせ財政調整の立法を進め、7月4日に「1つの大きく美しい法」（One Big Beautiful Bill Act、略称OBBBA）が成立🔗

## インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回②

### 「①減税措置」の見直し

OBBBAでは、各技術への税額控除を以下の通りに見直し

- **ゼロエミ電力**：太陽光・風力以外のゼロエミ電力は、2035年までに建設開始したものに税額控除が適用される一方、**太陽光・風力発電については、今回の法の制定から1年後までに建設開始するか、2027年末までに運転開始しなければ、税額控除を受けられない**
- **電気自動車**：終了期限を2032年末から2025年9月末へと大幅に前倒し
- **先進製造業のサプライチェーン**：風力タービンの部品生産の税額控除は終了期限を2032年末から2027年末に前倒し。重要鉱物の処理は、IRAでは終了期限を定めていなかったが、新たに期限を設定。太陽光パネルと蓄電池の部品減税は、IRAで定めた期限を維持
- **バイオ燃料、持続可能な航空燃料（SAF）**：終了期限を2027年末から2029年末に延長。ただし、**SAFへの減税上乘せは2025年末に終了**
- **炭素回収利用貯留（CCUS）**：IRAで定めた期限（2032年末までに建設開始）を維持。CCUSのうち、CCUについては税額控除を拡大（※詳細は坂本（2025）を参照）
- **クリーン水素**：終了期限を2032年末から2027年末に前倒し

※多くの減税に「禁止外国組織等」に関する制約を付す

→電気自動車・再エネ・省エネ・水素に厳しく、原子力・サプライチェーン・CCUS（ブルー水素を含む）・クリーン燃料の支援を維持または拡大。共和党の技術選好を色濃く反映

	2022年IRAの規定	2025年OBBBAによる見直し
<b>クリーン電力</b>		
クリーン電力の生産税額控除 (45Y)	<p>発電部門の排出量が2022年比で75%減となった年の翌々年、または2034年のいずれか遅い方に建設開始した発電所に対して、税額控除を25%減額、その翌年に建設開始したものは50%減額、さらにその翌年以降に建設開始したのものには減税を適用しない</p> <p>禁止外国組織等に関する制約なし</p> <p>税額控除の譲渡可能</p>	<p>2034年に建設開始した発電所に対しては税額控除を25%減額し、2035年に建設開始したものは50%減額、2036年以降に建設開始したのものには減税を適用しない</p> <p>ただし、風力発電と太陽光発電については、制定から1年後以降に建設開始して2028年以降に運転開始するものには税額控除を認めない。他方、先進原子力発電については、原子力に関する雇用が大きい地域に立地する場合、税額控除を上乗せ</p> <p>禁止外国組織等に関する制約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2026年以降に建設開始する施設について、その建設に禁止外国組織等による物質的な支援（部品等）を含む場合、適用不可</li> <li>・制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等または外国影響組織等の場合、適用不可</li> </ul> <p>税額控除の譲渡可能。ただし、特定外国組織等に対する譲渡は不可</p>
クリーン電力の投資税額控除 (48E)	※上記とほぼ同様。ただし、45Yとは異なり、エネルギー貯蔵技術にも適用	※上記とほぼ同様。ただし、原子力に関する雇用が大きい地域に立地する場合の上乗せなし
ゼロ排出原子力発電の生産税額控除 (45U)	<p>2032年末で終了</p> <p>禁止外国組織等に関する制約なし</p> <p>税額控除は譲渡可能</p>	<p>2032年末で終了</p> <p>禁止外国組織等に関する制約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等の場合、適用不可</li> <li>・制定から2年後以降に開始する課税年度において、納税者が外国影響組織等の場合、適用不可</li> </ul> <p>税額控除は譲渡可能</p>

	2022年IRAの規定	2025年OBBBAによる見直し
<b>クリーン自動車</b>		
クリーン自動車の税額控除 (30D)	2032年末で終了 重要鉱物と蓄電池部品の要件あり	2025年9月末で終了
商用クリーン自動車の税額控除 (45W)	2032年末で終了 重要鉱物と蓄電池部品の要件なし	2025年9月末で終了
中古クリーン自動車の税額控除 (25E)	2032年末で終了	2025年9月末で終了
代替燃料車再充填資産の税額控除 (30C)	2032年末で終了	2026年6月末で終了
<b>住宅のエネルギー効率化</b>		
エネルギー効率化住宅改善の税額控除 (25C)	2032年末までに使用開始した資産に適用	2025年末までに使用開始した資産に適用
住居クリーンエネルギーの税額控除 (25D)	2034年末までに使用開始した資産に適用	2025年末までに支出したものに適用
新規エネルギー効率的住宅の税額控除 (45L)	2032年末までに購入された住宅に適用	2026年6月末までに購入された住宅に適用

※30D、45W、25E、30C、25C、25D、45Lは内国歳入法の条文番号を指す。  
2022年IRAの詳細については、上野（2022）を参照

	2022年IRAの規定	2025年OBBBAによる見直し
<b>サプライチェーン</b>		
先進製造業の生産税額控除 (45X)	<p>太陽光パネルの部品、風力タービンの部品、蓄電池の部品の生産および重要鉱物の処理に税額控除+フェーズアウトスケジュールを設定（※税額控除を2030年は25%減、2031年は50%減、2032年は75%減、2033年以降は減税なし。ただし、重要鉱物の処理には適用しない）</p> <p>禁止外国組織等に関する制約なし</p> <p>税額控除の譲渡可能</p>	<p>風力タービンの部品生産については、2027年末で税額控除を終了。重要鉱物の処理に対して、フェーズアウトスケジュールを設定（※税額控除を2031年は25%減、2032年は50%減、2033年は75%減、2034年以降は減税なし）。原料炭を重要鉱物に追加しつつ、税額控除を2029年末まで適用。太陽光パネルの部品と蓄電池の部品については、IRAのまま。統合部品への税額控除は2027年以降、国産要件（65%以上）を追加</p> <p>禁止外国組織等に関する制約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制定後以降に開始する課税年度において、禁止外国組織等による物質的な支援を含む場合、適用不可</li> <li>・制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等または外国影響組織等の場合、適用不可</li> </ul> <p>税額控除は譲渡可能</p>

※45Xは内国歳入法の条文番号を指す。2022年IRAの詳細については、上野（2022）を参照

	2022年IRAの規定	2025年OBBBAによる見直し
<b>CCUS・水素・クリーン燃料（バイオ燃料・SAF等）</b>		
クリーン燃料（バイオ燃料、SAF等）の生産税額控除（45Z）	<p>2027年末に終了</p> <p>原料の原産国の要件なし</p> <p>禁止外国組織等に関する制約なし</p> <p>税額控除の譲渡可能</p>	<p>2029年末に終了（※SAFへの減税上乘せは2025年末に終了）</p> <p>2026年以降、米国・メキシコ・カナダで生産された原料による燃料に限定</p> <p>禁止外国組織等に関する制約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等の場合、適用不可</li> <li>・制定から2年後以降に開始する課税年度において、納税者が外国影響組織等の場合、適用不可</li> </ul> <p>2026年以降、排出係数の決定方法を変更（ライフサイクル排出量の計算時に間接的な土地利用変化による排出を必要に応じて除外。動物の排せつ物を原料として製造される輸送用燃料については、原料ごとに排出係数を設定）。負の排出係数（※ライフサイクル排出量の計算上生じうるもの）を禁止</p> <p>税額控除の譲渡可能</p>
炭素隔離の税額控除（45Q）	<p>2032年末までに建設開始した施設に適用。CCSの場合、85ドル/tCO<sub>2</sub>、CCUの場合、60ドル/tCO<sub>2</sub>（※雇用等の要件を満たす場合）</p> <p>外国組織等に関する制約なし</p> <p>税額控除は譲渡可能</p>	<p>2032年末までに建設開始した施設に適用。CCSの場合もCCUの場合も85ドル/tCO<sub>2</sub>（※雇用等の要件を満たす場合）</p> <p>禁止外国組織等に関する制約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等または外国影響組織等の場合、適用不可</li> </ul> <p>税額控除は譲渡可能</p>
クリーン水素の生産税額控除（45V）	<p>2032年末までに建設開始した施設に適用</p> <p>税額控除は譲渡可能</p>	<p>2027年末までに建設開始した施設が対象</p> <p>税額控除は譲渡可能</p>

## インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回③

### 「②補助金」「③融資保証」「④メタン排出への課金」の見直し

OBBBAでは、以下の通りに見直し

- 「②補助金」の大半について、債務負担のない予算残高分（unobligated balance）を取り消し
- 「③融資保証」について、閉鎖した石炭火力発電所や炭鉱などを脱炭素化の施設に転換することなどを目的とする融資保証の予算残高分を撤回。そのうえで、排出削減などの環境目的を排し、「生産能力の強化」や「系統信頼度の維持・向上のための電力供給の支援」といった目的を追加し、2028年9月末を期間とする10億ドルの予算を割り当て
  - その後、エネルギー省は融資保証の機能を担ってきた融資プログラム局（LPO）をエネルギードミナンス金融局（EDF）に改組<sup>④</sup>。バイデン政権期の融資ポートフォリオを見直しつつ、OBBBAの規定に沿ったファイナンスを実行する方針を提示<sup>④</sup>
- 「④メタン排出への課金」は開始年を2024年から2034年に先延ばし

※2021年に成立した「インフラ投資雇用法」における「①CCSへの支援（CO<sub>2</sub>輸送インフラへのファイナンス支援（融資、融資保証）等）」や「②直接空気回収（DAC）ハブなどへの支援」については、2026年1月23日に成立した「2026年商務・司法・科学、エネルギー・水資源開発、内務・環境歳出法」により、未使用分の一部（①は9.5億ドル分、②は10.4億ドル分）を先進原子炉や送電網開発のプロジェクトに付け替え<sup>④</sup>

# インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回④ （就任日の大統領令で示された方針とその後の動き）

## 政府予算の執行停止とレビューの指示

トランプ大統領は就任日の「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令で、全省庁に対して、IRAとインフラ投資雇用法のもとでの予算使用を速やかに停止してレビューを行い、90日以内にレビュー結果を大統領府に提出するよう指示

その後、①インフラ投資雇用法の下での国家EVインフラプログラムについて、ワシントン西地区連邦地方裁判所による支出凍結の予備的差止（2025年6月24日 [🔗](#)）、予備的差止を踏まえた支出の再開 [🔗](#)、ワシントン西地区連邦地方裁判所による支出凍結の違法判決（2026年1月23日 [🔗](#)）、②IRAの下での温室効果ガス削減基金について、コロンビア特別区連邦地方裁判所による使用停止の予備的差止（2025年4月15日 [🔗](#)）、コロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所による予備的差止の取り消し（2025年9月2日 [🔗](#)）、そして同控訴裁判所の大法廷（en banc）における再審議決定と予備的差止取り消しの取り消し（2025年12月17日 [🔗](#)）、③IRAやインフラ投資雇用法の下での産業部門の脱炭素、CCS、水素などに対する補助金のエネルギー省による取り消し（2025年5月30日 [🔗](#)、2025年10月1日 [🔗](#)）と、コロンビア特別区連邦地方裁判所による7件の補助金取り消しの違憲判決（※民主党が優勢な州であるとの理由による取り消しは平等保護に反するとの判決、2026年1月12日 [🔗](#)）など、事態が複雑に進展中

# 再生可能エネルギー政策の見直し①

## 風力発電

トランプ大統領は選挙戦で「就任日に洋上風力を終わらせる」と発言し、実際、就任日には以下の内容の覚書を発出（※大統領覚書の原題は“Temporary Withdrawal of All Areas on the Outer Continental Shelf from Offshore Wind Leasing and Review of the Federal Government’s Leasing and Permitting Practices for Wind Projects”）[🔗](#)

- 洋上風力に対する沖合大陸棚のリースを、2025年1月21日から本覚書が撤回されるまでの間、停止。すでに停止されている海域も引き続き停止。新規のリース停止は既存のリースにおける権利には影響しないが、内務長官は既存のリースを終了または見直す環境上・経済上の必要性を包括的にレビュー
- 風力発電（陸上風力を含む）について、各省庁は認可、リース、ローン供与等を連邦政府による風力発電へのリースおよび認可の包括的な評価が完了するまで停止


内務省の海洋エネルギー管理局（BOEM）は2025年12月22日に、安全保障上の懸念を理由に、建設中の洋上風力発電所に対し、海域利用権を一時停止する決定[🔗](#)。しかし、2026年1月12日から2月2日にかけて、コロンビア特別区連邦地方裁判所等は一時停止決定に対して予備的差止を命令[🔗](#), [🔗](#)（※詳細は富田（2026）を参照）

内務省は2026年3月23日にTotalEnergiesとの間で、石油・天然ガス・LNGへの新規投資と引き換えに、同社との洋上風力リース契約を解除し、その購入金額を払い戻すことに合意。4月27日には他の2社とも同様の合意[🔗](#), [🔗](#)


## 再生可能エネルギー政策の見直し②

### 太陽光発電



オバマ政権期より中国からのパネル輸入に追加関税。2025年4月21日には、[迂回先の第三国（カンボジア、マレーシア、タイ、ベトナム）からのパネル輸入への追加関税](#)を決定 

国際貿易委員会は2025年8月29日に、インド、インドネシア、ラオスからの太陽光パネル等の輸入について、米国の産業が重大な損害を受けているとして、調査実施を決定 


### 内務省による優遇措置の終了

内務省は2025年7月17日に、風力発電・太陽光発電に対する同省の措置（リース、道路使用权、建設・運営計画、補助金、協議、生物学的意見書など）に対し、長官室による厳格な審査を実施するとの方針を発表 

### 減税措置の執行厳格化

OBBBAで残った風力発電・太陽光発電への減税措置について、2025年7月7日の「信頼性の低い、外国のコントロール下にあるエネルギー源への市場歪曲的補助金の終了（Ending Market Distorting Subsidies for Unreliable, Foreign-controlled Energy Sources）」に関する大統領令  に基づき、財務省は2025年8月15日に「建設開始」（※P27参照）の定義を（一部の例外を除き）厳格化 

### エネルギー省のエネルギー効率化・再生可能エネルギー局の予算削減

2026年1月23日に成立した「2026年商務・司法・科学、エネルギー・水資源開発、内務・環境歳出法」は同局の予算を約10%削減 。トランプ政権が求めた大幅削減と比べると穏当な水準

## 化石燃料の生産拡大に向けた取り組み①

### 「掘って、掘って、掘りまくれ」 (Drill, Baby, Drill) の公約

トランプ氏は選挙戦で「掘って、掘って、掘りまくれ」とのスローガンを掲げ、化石燃料の増産加速を強く訴求

さらに、2024年8月には選挙集会で「就任日にエネルギーに関する緊急事態宣言を発出し、エネルギー生産を劇的に増加させ、1年以内にエネルギーコストを半分にする」と発言

### 化石燃料の増産を後押しする施策とその限界

化石燃料増産について、連邦政府が直接的に影響を及ぼすのは、連邦公有地のリースと掘削許認可。ただし、連邦公有地は開発地の1割強で、効果は限定的

- バイデン政権は発足当初はリース・許認可を停止も、結局は許認可をハイペースで継続。しかし、リースには消極的
- トランプ政権は（連邦水域も含め）新規リースに積極的と見られるが、応札するかは民間企業の判断（※リースから掘削までのタイムラグは通常数年）

民間所有地を含む全体については、排出規制、環境アセスメント、IRAのメタン排出への課金等の延期が開発促進効果も。就任日の「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令で認可プロセスの効率化（環境アセスメントの見直し含む）を指示

## 化石燃料の生産拡大に向けた取り組み② (就任日の大統領令で示された方針)

### 国家エネルギー緊急事態宣言に関する大統領令 (2025年1月20日)

トランプ大統領は以下の方針を指示 (※大統領令の原題は“Declaring a National Energy Emergency”)

- 米国のエネルギー生産・輸送・生成・発電が不十分であることは、米国経済、国家安全保障、外交政策上の異例かつ重大な脅威であることを理由に、国家緊急事態を宣言
  - ▶ 本大統領令でのエネルギーとは、原油、天然ガス、リースコンデンセート、天然ガス液、精製石油製品、ウラン、石炭、バイオ燃料、地熱、流水の力学的移動、重要鉱物。風力・太陽光は含まれず
- 各省庁は緊急事態時の合法的権限等を特定し、(連邦公有地を含むが、それに限定されない場所における) 国産エネルギー資源の特定、リース、立地、生産、輸送、生成、発電を促進する目的で、その権限を行使
- 各省庁が連邦政府の土地収用の権限、または国防生産法の下での権限の行使が必要と評価する場合には、大統領に提言を提出
  - ▶ トランプ大統領は2026年4月20日に、国防生産法の下での政府支援の実施を容易にするための大統領覚書を「国内石油生産・精製・ロジスティクス」「石炭サプライチェーンとベースロード電源」「天然ガス輸送・処理・貯蔵・LNG」「大規模エネルギーおよびエネルギー関連インフラ」「電力網インフラ・機器・サプライチェーン」の5分野について発出
- 各省庁は緊急事態時の合法的権限等をエネルギーインフラの完成加速等のために行使
- 緊急事態時における環境規制(水、絶滅危惧種)の執行緩和の検討

## 化石燃料の生産拡大に向けた取り組み③（石炭関連）

### 美しいクリーンコール復活に関する大統領令（2025年4月8日）

トランプ大統領は以下の方針を指示（※大統領令の原題は“Reinvigorating America’s Beautiful Clean Coal Industry and Amending Executive Order 14241”）

- 内務長官と農務長官は、連邦公有地における石炭向けリースを優先させる
  - その後、内務省は2025年4月8日に炭鉱開発リースのモラトリアムを終了とすると発表。同9月29日には、1310万エーカーの連邦公有地を炭鉱開発のリースに付すと発表。
- 国内外でのファイナンス機能を有する省庁は石炭生産と石炭火力への投資を抑制する政策を取り消す段取りを進める／商務長官は石炭および石炭技術の輸出を促進し、米国炭の国際的なオフテイク合意を促進するための取り組みを行う
  - エネルギー省は2025年4月8日に、エネルギーインフラ再投資プログラムに石炭火力発電所を含めることを発表。同9月29日に、石炭火力の改修等への6.25億ドルの資金支援を発表。10月29日に、休止中の石炭ガス化プラントを再稼働させてアンモニアと肥料を生産するプロジェクトへの15億ドルの融資を発表。2026年2月11日にも、石炭火力の改修等への1.75億ドルの資金支援を発表。
- 国家エネルギードミナンス会議の議長は、鉱物生産拡大の大統領令（※P.42参照）における鉱物として、石炭を指定する。内務長官は鉄鋼生産に用いる原料炭が重要鉱物の定義を満たすかを検討し、満たす場合には重要鉱物リストに含める
  - その後、内務省は2025年11月7日に、原料炭を他の9種の鉱物とともに重要鉱物に指定。

※トランプ大統領は2026年2月11日に「米国の美しいクリーンコール発電による国防強化」に関する大統領令に署名し、戦争長官に対して、石炭火力発電所との長期購入契約等の締結に努めるように命令。

## 発電所の新設・維持・再稼働に向けた取り組み

### 電力システムの信頼度とセキュリティ強化に関する大統領令（2025年4月8日）

トランプ大統領は以下の方針を指示（※大統領令の原題は“Strengthening the Reliability and Security of the United States Electric Grid”）

- 国家エネルギー緊急事態（※P.36参照）に対処するためには、利用可能なすべての発電所（特に長期運転が可能な、安全で冗長性のある燃料）を活用する必要
- 系統運用者が系統崩壊を避けるために一時的な供給遮断が必要と想定する場合、エネルギー長官は連邦動力法の緊急命令の発出（202条(c)）に関する手続きの合理化、体系化、迅速化を行う（最大容量での発電を求める発電所からの申請の審査・承認を含む）
- エネルギー長官は30日以内に、連邦エネルギー規制委員会が規制する基幹系統の全地域における予備率分析の統一的手法を策定し、予備率がエネルギー長官が定める閾値を下回る地域を特定する
  - その後、エネルギー省は2025年7月7日に“Resource Adequacy Report”を公表
- エネルギー長官は系統信頼度の確保のために不可欠な地域内の発電所を特定し、予備率に問題のある地域で不可欠な発電所が利用可能な状態で適切に維持されることを確保するメカニズム（連邦動力法202条(c)の緊急命令を含む）を確立し、不可欠な発電所のうち定格出力50MW以上のものの廃止や燃料転換による発電容量の純減を防ぐ
  - エネルギー省によれば、その後、2025年12月末までに19件の緊急命令を発出し、5か所の石炭火力発電所の閉鎖を防いだとのこと。2026年も緊急命令を発出

# データセンターによる大規模電力負荷への対応

## 連邦エネルギー規制委員会（FERC）のPJMに対する決定（2025年12月18日）

FERCは東部の地域送電機関であるPJMに対し、オープンアクセス送電タリフの見直しと、大規模負荷の発電所への併設に対応するための明確な規則と手順の確立を求めることを決定

※2024年までのPJMにおける負荷併設を巡る議論については、丸山（2025）を参照

## 国家エネルギードミナンス会議と13州の知事によるPJM宛の書簡（2026年1月16日）

国家エネルギードミナンス会議のバーガム議長（内務長官）とライト副議長（エネルギー長官）と13州の知事は声明を発出し、PJMに対して、「新設発電所の収益を確実なものとする」「容量価格の上昇から家庭用需要家を保護すること」「データセンターにコストを割り当てること」「負荷予測を改善すること」「進行中の電源接続検討を加速化すること」「市場原理に回帰すること」を要求

- 13州は、インディアナ州、メリーランド州、オハイオ州、ペンシルベニア州、バージニア州、ウエストバージニア州、デラウェア州、イリノイ州、ミシガン州、ニュージャージー州、テネシー州、ノースカロライナ州、ケンタッキー州

## トランプ大統領の一般教書演説（2026年2月24日）

トランプ大統領は演説のなかで「（テック企業との）新たな料金支払者保護誓約（Ratepayer Protection Pledge）の交渉を終えた。（中略）大手テック企業に対し、自らの電力需要を賄う義務があると伝えている。そうした企業は施設の一部として自前の発電所を建設できるため、誰の電気料金も上がることはなく、多くの場合、地域社会の電気料金は大幅に下がる」と発言

→2026年3月4日、大手テック企業7社は料金支払者保護誓約に応じることを表明（※詳細は丸山（2026）を参照）

## 原子力発電の推進①

### 原子力産業基盤の再活性化に関する大統領令（2025年5月23日）

- トランプ大統領は以下の方針を指示（※大統領令の原題は“Reinvigorating the Nuclear Industrial Base”）
- エネルギー省は、2030年までに既存の原子炉の出力を5GW増強し、10基の新たな大型原子炉の建設を開始すべく、融資・融資保証などを通じて支援
    - ▶ 米国政府は2025年10月28日に、ウェスチングハウス社および同社株主との戦略的提携を発表。800億ドル規模の新規原子炉の建設を目指す
  - エネルギー長官は、原子力規制委員会委員長および行政管理予算局長と協議の上、民生用および防衛用の原子炉の需要を満たすために国内のウラン転換能力および濃縮能力を拡大する計画を策定
  - エネルギー長官は、既存の法的義務以外の余剰プルトニウム処分プログラムを停止し、プルトニウムを処理して先進的原子炉燃料製造に利用できるようにすることで余剰プルトニウムを処分するプログラムを作成
    - ▶ エネルギー省は2025年10月21日に、余剰プルトニウム活用プログラムの募集を開始
  - エネルギー長官は、司法長官および連邦取引委員会委員長と連携し、国防生産法で大統領に与えられた権限を行使し、国内の原子力エネルギー企業との自主協定の締結を目指す。自主協定は粉碎、転換、濃縮、逆転換、製造、リサイクルまたは再処理を含む核燃料サプライチェーンのコンソーシアムを確立するための産業界との協議を可能にする。エネルギー長官は新たに確立された国内燃料供給のオフテイク確保の手段として、コンソーシアムに対する調達支援、先渡契約または保証を提供する権限を有する
    - ▶ エネルギー省は2025年8月22日に自主協定の締結に向けた手続きを開始、同11月17日に自主協定案を公表

## 原子力発電の推進②

### 原子力に関するその他の大統領令（2025年5月23日）

トランプ大統領は同日に以下の大統領令にそれぞれ署名（※詳細は堀尾（2025）を参照）

- 国家安全保障のための先進原子炉技術の展開（Deploying Advanced Nuclear Reactor Technologies for National Security） 
- エネルギー省における原子炉試験の改革（Reforming Nuclear Reactor Testing at the Department of Energy） 
- 原子力規制委員会の改革に関する大統領令（Ordering the Reform of the Nuclear Regulatory Commission） 

## 鉱物の生産拡大に向けた取り組み

### 鉱物生産拡大の大統領令（2025年3月20日）

トランプ大統領はこの大統領令で国防生産法の大統領権限を国防長官および米国国際開発金融公社のCEOに委任。加えて、許認可を担う当局に対して優先案件の特定と迅速承認を支持。内務長官に対しては鉱床のある連邦公有地の把握と、そうした土地における鉱物生産の優先を指示（※大統領令の原題は“Immediate Measures to Increase American Mineral Production”[🔗](#)）

### 鉱物生産企業に対する支援

2025年7月10日に、国防総省はMP Materials社との間で、ネオジウム・プラセオジウムの最低価格と永久磁石のオフテイクに合意（※いずれも10年間）。加えて、国防総省が同社の株式とワラントを取得することにも合意。同8月10日、国防総省はMP Materials社に対する1.5億ドルの融資を発表[🔗](#)。

2026年1月26日に、商務省はUSA Rare Earth社との意向書（letter of intent）に署名し、同社に対する2.77億ドルの支援と13億ドルの融資の意向を表明。同時に、USA Rare Earth社は商務省に対する株式およびワラントを発行

### 米国輸出入銀行による重要鉱物の戦略備蓄への融資（2026年2月2日）

2026年2月2日に、米国輸出入銀行はProject Vault（重要鉱物の戦略備蓄に関する官民連携）への最大100億ドルの融資を承認。製造業メーカーと原材料を調達する企業が参加[🔗](#)

## 州政府の取り組みへの対応

### 「州政府の越権行為からの米国のエネルギーの保護」に関する大統領令（2025年4月8日）

トランプ大統領は以下の方針を指示（※大統領令の原題は“Protecting American Energy from State Overreach”）

- 司法長官は、国産エネルギーの開発・生産・使用を阻害しうる州政府の政策（※訴訟を含む）のうち、憲法違反であるもの、連邦法による専占（※連邦法が州法に優先）があるもの、その他の理由で執行できないものを特定する
- 司法長官は、違法と判断した州政策の執行および民事訴訟（civil actions）の継続を阻止すべく、あらゆる適切な取り組みを速やかに行う

### 司法省による提訴

司法省は2025年5月に、気候変動被害を理由として化石燃料企業に支払い義務を課す政策は違法であるとして、ニューヨーク州とバーモント州を提訴

加えて、気候変動による損害を理由とする化石燃料企業への訴訟は大気浄化法によって専占されているとして、そのような訴訟を提起しているハワイ州・ミシガン州・ミネソタ州を提訴 →2026年1月にミシガン州西部地区連邦地方裁判所が、同4月にハワイ地区連邦地方裁判所が司法省の訴えを棄却する判決

司法省は2026年1月、天然ガスインフラとガス利用機器の設置禁止の条例は連邦法によって専占されているとして、カリフォルニア州のモーガンヒル市とペタルマ市を提訴 →両市はその後、条例を撤回  
2026年4月には、ニュージャージー州のモリスタウンシップを同様の理由で提訴

## 【参考】州政府の取り組み


### 再エネ比率基準とクリーンエネルギー比率目標

2024年7月時点で、29州およびコロンビア特別区（D.C.）が電力の再エネ比率基準（RPS）を導入。さらに、16州が2050年までに電力の全量をクリーンエネルギー（※再エネ以外を含む）とする目標を設定（Barbose 2024）

### ゼロ排出車基準

カリフォルニア州は、大気浄化法の下でEPAが認める場合、独自の自動車排ガス規制を実施可能。この権限を用いて、2035年までに全新車をゼロ排出車（電気自動車、プラグインハイブリッド車）とする新基準を連邦政府に申請し、バイデン政権のEPAは2024年12月に認可

他州には独自基準の設定は認められていないが、カリフォルニア基準の採用は許されており、2024年11月時点で11州とD.C.がカリフォルニアの新基準を採用予定

→トランプ政権・共和党は議会審査法により、認可を無効化（※P.23参照）。カリフォルニア州等は無効化の撤回を求めて提訴 

### 排出量取引

RGGI（北東部11州、発電部門のみ）、カリフォルニア州（経済全体）、ワシントン州（経済全体）で実施中

※他にもビッグテック企業の脱炭素電気の調達（原子力発電を含む）、金融界の取り組み（ただし反ESG運動で減速傾向）など非国家アクターの取り組みが存在

# 【参考】米国のエネルギー生産量、発電電力量、排出量、エネルギー価格

## 2025年実績の推定

エネルギー情報局（EIA）による2026年1月の短期エネルギー見通し（Short-Term Energy Outlook）によれば、2025年実績は以下の見込み（U.S. EIA 2026a）

- 原油生産量は2024年は13.2百万バレル/日であったものが、13.6百万バレル/日に増加
- 天然ガス生産量は2024年は103bcf/日であったものが、107.4bcf/日に増加
- 発電電力量は2024年比で2.5%増加し、約4.3兆kWh。このうち、石炭火力は前年比で13%増加、太陽光は同33%増加。構成比は天然ガス40%、石炭17%、風力11%、太陽光7%、水力6%、原子力18%
- エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量は49億トンで、2024年と比べて0.84億トン増加。主として石炭火力の発電量増加によるもの
- ガソリン価格は2024年より1ガロンあたり0.21ドル低下したが、電気料金（名目値）は2024年より4.9%上昇

※州別の電気料金の違いについては、筒井・澤部（2025）を参照

## 今後の温室効果ガス排出量の見通し

Rhodium Groupの分析（2025年9月時点）によれば、温室効果ガス排出量は2005年比で、2030年に25～29%減、2035年に26～35%減、2040年に26～41%減との見通し（King et al. 2025）

エネルギー情報局による2026年の年次エネルギー見通し（Annual Energy Outlook）によれば、排出規制が撤回されるシナリオ（Alternative Electricity and Transportation）において、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量は2005年比で、2030年に25%減、2035年に28%減、2040年に29%減との見通し（U.S. EIA 2026b）  
→バイデン政権が掲げた目標（2005年比で2030年に50～52%減、2035年に61～66%減）には遠く及ばず

## 2. 対外政策の見直し

# トランプ大統領と共和党の選挙公約

## パリ協定からの脱退

「我々は再びパリ協定から脱退する」（トランプ氏の動画での演説（2023年2月28日））

## LNG輸出の新規認可の解禁


「昨日、バイデンは米国の天然ガスの他国への輸出を禁止した。（中略）なぜ止めたのか？ たぶん環境保護主義者たちの影響だろう。しかし、これは環境に良いことであり、悪いことではない。我が国にとっても良いことだ。私は大統領に復帰した初日に輸出ターミナルの承認を行う」（ラスベガスにおける集会でのトランプ氏の演説（2024年1月27日））

## エネルギードミナンス

「我が国にはエネルギーで莫大な富を築くチャンスがある。中国にはそれがない。（中略）我々はエネルギードミナントとなり、自国だけでなく世界の他の国々にも供給することになる」（トランプ氏の指名受諾演説（2024年7月19日））

# パリ協定脱退と資金コミットメントの停止 (就任日の大統領令で示された方針)

## 就任日の大統領令による脱退表明


トランプ大統領は「国際環境合意における米国第一 (Putting America First in International Environmental Agreements)」と題する大統領令で以下を指示 


- (a) パリ協定からの脱退を、国連大使は国連事務総長に速やかに通告しなければならない。脱退は通告と同時に効力を持つものとみなす
- (b) 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の下でのあらゆる合意 (any agreement, pact, accord, or similar commitment) からの脱退を、国連大使は国連事務総長または関連する主体に速やかに通告しなければならない
- (c) 国連大使は、UNFCCCの下でのあらゆる 資金コミットメントを速やかに停止または撤回しなければならない


- 上記(a)の通告は、2025年1月27日付で条約の寄託者 (国連) のウェブサイトに掲載
- 協定の規定上、効力を持つのは通告から1年後であり、2026年1月27日に脱退完了
- バイデン政権はパリ協定下のNDCとして、2021年4月に2030年に2005年比で50~52%減、2024年12月に2035年に2005年比で61~66%減との目標を掲げたが、これらはパリ協定脱退とともに消滅

# 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からの脱退表明 （2026年1月7日）

## UNFCCCを含む66の国際組織・条約からの脱退を指示する覚書に署名


トランプ大統領は2025年2月4日の「国連機関からの脱退、国連機関への拠出停止、全ての国際機関への米国の支援の見直し（Withdrawing the United States from and Ending Funding to Certain United Nations Organizations and Reviewing United States Support to All International Organizations）」に関する大統領令で「180日以内に、国務長官は米国の利益に反する条約を特定し、脱退すべきか否かについて勧告を行う」と指示 

この検討を踏まえ、トランプ大統領は2026年1月7日に「米国の国益に反する国際組織、協定、条約からの脱退（Withdrawing the United States from International Organizations, Conventions, and Treaties that Are Contrary to the Interests of the United States）」に関する大統領覚書に署名し、「UNFCCCを含む66の国際組織や条約から脱退」するように関係省庁に指示 

- 2026年2月27日に、国連事務総長に脱退を通告 
- 条約の脱退規定にしたがい、脱退が効力を持つのは2027年2月27日

## 【参考】 UNFCCC脱退に関する論点の整理①

### 共和党内のUNFCCC脱退論

共和党のジョージ・H・W・ブッシュ大統領が**1992年に上院の超党派の承認**  を得て批准したことから、共和党政権でも脱退しなかった。ただし、第1次トランプ政権では、トランプ大統領がパリ協定脱退を表明した当日（2017年6月1日）の朝に、ホワイトハウスでUNFCCC脱退を議論→当時はパリ協定残留派が存在し、押しとどめた

### UNFCCC脱退の手続き

上院の承認を得て締結した条約の脱退は、合衆国憲法には明確な規定がないものの、大統領権限だけで脱退可能という説が強い（Bradley 2014, Galbraith 2020）

→トランプ大統領が脱退の意思を固めれば、UNFCCCから脱退可能

他方、上院の承認が脱退にも必要との説も存在し（Koh 2018）、脱退に対し法的に異を唱える人（たとえば民主党の上院議員）が訴訟に持ち込むかもしれない。しかし、裁判所は訴訟をそもそも取り上げないか、現在の最高裁はかなり保守的であるので、大統領権限による脱退を違憲と判断しない可能性が十分にある

なお、パリ協定はUNFCCCとは異なり、締結時に上院の承認を必要としない形の条約（※米  
国法上の行政協定）であるため、脱退時にも上院の承認は不要

## 【参考】 UNFCCC脱退に関する論点の整理②

### UNFCCC復帰の手続き

将来の大統領が復帰する際に再度の上院承認が必要なのかは不明。ただ、最初に批准した際の上院承認が引き続き有効で、再承認は不要との学説あり（Galbraith 2020）。UNFCCCの場合、1992年の上院承認が引き続き有効と捉え、まずは大統領権限だけで復帰するのだろう

しかし、復帰に異を唱える人（たとえば共和党の上院議員）が訴訟に持ち込むだろう。裁判所がそもそも訴訟を取り上げない可能性もあるが、最高裁がこのまま保守的であれば、復帰を違憲と判断するかもしれない

→復帰が違憲と判断されたときには、再度の上院承認が必要となる。

承認に必要とされる3分の2の賛成を得るには、民主党の上院議員だけではなく、共和党の上院議員の賛成も必要（※仮に議席数が50対50で民主党の全議員が賛成の場合、共和党の50人のうち17人の賛成が必要に）

上院の承認を得られずに、UNFCCCに復帰できなければ、パリ協定の規定上、協定にも復帰できない

## G7での対応

### 脱炭素関係の合意は困難

バイデン政権期のG7では、対策なし石炭火力のフェーズアウトや電力脱炭素の実現時期が毎年争点化したが、トランプ政権はこれらに合意する意思なし

米国以外の国々で合意をまとめるかどうか争点。第1次トランプ政権期には、気候変動対策に関して、米国とそれ以外でパラグラフを分けた

※2025年のG7サミットでは、そもそも共同声明を取りまとめず

#### 【参考】2018年のG7首脳コミュニケより

24. Canada, France, Germany, Italy, Japan, the United Kingdom and the European Union reaffirm their strong commitment to implement the Paris Agreement, through ambitious climate action; …

25. Canada, France, Germany, Italy, Japan, the United Kingdom and the European Union will promote the fight against climate change through collaborative partnerships and work with all relevant partners, …

26. The United States believes sustainable economic growth and development depends on universal access to affordable and reliable energy resources. It commits to ongoing action to strengthen the world's collective energy security, including through policies that facilitates open, diverse, transparent, liquid and secure global markets for all energy sources. …

## LNG輸出の新規認可の再開


### バイデン政権による新規認可の一時停止と評価

バイデン政権は2024年1月に米国と自由貿易協定を締結していない国（日本を含む）への輸出の新規認可を一時停止し、その間に、更なる輸出認可への判断材料とすべく、LNGが国内供給・エネルギー安全保障・温室効果ガス排出に及ぼす影響を評価。エネルギー省は2024年12月17日にその評価結果を公表し、さらなる認可で、米国のガス価格は上昇し、世界の温室効果ガス排出量も増加するとの結果。ただし、この評価に基づく認可禁止などは行わず

### トランプ政権による新規認可の再開とアラスカLNGの推進

トランプ大統領は就任日の「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令で、エネルギー長官に対して、LNG輸出の新規認可申請の審査を可能な限り速やかに再開するように指示。その際、申請のなかで主張される「公益」のうち、米国への経済・雇用影響と同盟国・パートナー国の安全保障への影響のみを評価と規定（遠まわしに、環境影響は考慮しないと言っているように見える）

その後、エネルギー省は認可を再開          

同日に「アラスカの桁外れの資源ポテンシャルの解放（Unleashing Alaska's Extraordinary Resource Potential）」に関する大統領令にも署名し、[アラスカのLNGのポテンシャル開発](#)（米国の他の地域および[太平洋地域の同盟国](#)への輸送・販売を含む）に言及 

## 関税政策とエネルギー

### 日欧との二国間ディールによる米国産エネルギー（特にLNG）の輸出拡大

日本は2025年7月22日の共同声明で、米国産のエネルギー（LNGを含む）を、当該LNGに関する新たなアラスカでのオフテイク契約を追求しつつ、安定的かつ長期的に追加購入し、年間総額70億ドルとすると表明 [🔗](#)

EUは2025年8月21日の共同声明で、2028年までに7,500億ドル相当の米国産LNG、石油、原子力エネルギー製品を調達予定と表明 [🔗](#)

※最高裁判所は2026年2月20日に、二国間ディールの契機となった「相互関税」など国際緊急経済権限法（IEEPA）の下での追加関税の法的根拠を否定する判決を下した

## 日米共同声明と了解覚書


### 日米合意（2025年7月22日）に関する共同声明におけるエネルギー関係の記載


日本は「バイオエタノール（持続可能な航空燃料を含む）など米国の農業製品を追加購入」

日本は「米国産のエネルギー（LNGを含む）を、当該LNGに関する新たなアラスカでのオフテイク契約を追求しつつ、安定的かつ長期的に追加購入し、年間総額70億ドルとする」

日本は「米国車に対してクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を提供」



### 戦略的投資に関する了解覚書におけるエネルギー関係の記載

「経済・国家安全保障上の利益を促進するため、日本が、半導体、医薬品、金属、重要鉱物、造船、エネルギー（パイプラインを含む）および人工知能/量子コンピューティングを含むがこれらに限定されない様々な分野において、5,500億米ドルを米国に投資すること（資本コミットメント）が両国の最善の利益であると認識」 

※2026年3月19日の日米首脳会談時に、日本から「エネルギーの安定供給に関して、日本やアジアにおける原油調達を念頭に、米国産エネルギーの生産拡大に日米で共に取り組んでいくことを確認し、更に日本において米国から調達する原油を備蓄する共同事業を実現したい旨」を伝達 


# 日米間の戦略的投資の下での個別プロジェクトの発表

## 第一陣プロジェクトの発表

2026年2月18日に、第一陣の3件のプロジェクトについて、日米両国で一致。この中には、「AIデータセンター等に電力を供給するガス火力プロジェクト」（推定額：約333億ドル、発電容量9.2GW）と「米国産原油の輸出インフラ・プロジェクト」（推定額：約21億ドル）が含まれている  

## 第二陣プロジェクトの発表

2026年3月19日の日米首脳会談に合わせて、3件のプロジェクトを発表。いずれも発電関連で「テネシー州及びアラバマ州における小型モジュール炉の建設」（推定額：最大400億ドル）、「ペンシルベニア州における天然ガス発電施設の建設」（推定額：最大170億ドル）、「テキサス州における天然ガス発電施設の建設」（推定額：最大160億ドル）

日米の共同発表には「これらのプロジェクトからの引取り（オフテイク）には、併設されたデータセンターへの電力供給も含まれることになる」との記載あり 

## 米・EUの貿易枠組みに関する共同声明（2025年8月21日）

### 共同声明におけるエネルギー・気候変動関連の記述

「米国と欧州連合（EU）は、二国間のエネルギー貿易を制約しかねない非関税障壁への対処を含め、安全で信頼性が高く、かつ多様なエネルギー供給の確保に向けて協力することを約束。この取り組みの一環として、EUは2028年までに7,500億ドル相当の米国産LNG、石油、原子力エネルギー製品を調達予定」

「欧州委員会は、炭素国境調整メカニズム（CBAM）に基づく米国中小企業の取扱いに関する米国の懸念に留意し、（中略）CBAMの実施においてさらなる柔軟性を提供するための取り組みを行うことを約束」

## 「エネルギードミナンス」

### 「トランプ1.0」における狙い

2017年6月29日の演説で「エネルギー独立だけではなく、エネルギードミナンスを目指す」と宣言。エネルギー輸出は米国の雇用を生み出すと同時に、友好国・同盟国に真のエネルギー安全保障を与えるものと発言 (Trump 2017b, 上野2017)

### 「トランプ2.0」における狙い

トランプ大統領は当選後・就任前の声明の中で、以下を表明

- 「エネルギードミナンスは、インフレを抑制し、中国とのAI競争に勝利し、世界中の戦争を終わらせるための米国の外交力を高めるもの」
- 「極左によるアメリカのエネルギーへの戦争は、敵対国からのエネルギー購入を同盟国に強いることでこれらの国々を傷つけ、敵対国の利益は戦争とテロの資金源となった。エネルギードミナンスによって、我々は友好国（欧州諸国を含む）にエネルギーを販売できるようになり、世界はより安全な場所となる」

大統領府は2026年4月14日のファクトシートで米軍によるホルムズ海峡封鎖と関連して、以下を表明 

- 「この歴史的な動きが展開されるなか、米国の記録的なエネルギー生産は世界にとって極めて重要な生命線。トランプ大統領のエネルギードミナンス構想のおかげで、米国は世界最大のエネルギー生産国および輸出国としての地位を確立し、中東産原油の供給が途絶えた国々に、安定した豊富なエネルギーを供給する準備が整っている」
- 「トランプ大統領のエネルギードミナンス構想は単なる政策にとどまらず、アメリカの強さそのもの。敵対国がエネルギーを武器化する一方で、アメリカはエネルギーを供給する」

# 国家安全保障戦略におけるエネルギーの扱い (2025年11月4日)

## 「エネルギー主導ミナンス」を強調

経済安全保障の柱の1つとして、エネルギー主導ミナンスを打ち出し、以下の方針を提示 [🔗](#)

- (石油、ガス、石炭、原子力における) 米国のエネルギー主導ミナンスを回復し、必要な主要エネルギー構成要素を国内回帰させることは、最優先の戦略的課題。安価で豊富なエネルギーは、米国内に高賃金の雇用を創出し、米国の消費者および企業のコストを削減し、再工業化を牽引するとともに、AIなどの最先端技術における我々の優位性維持に寄与
- エネルギーの純輸出拡大は、敵対国の影響力を抑制しつつ同盟国との関係を深化させ、本土防衛能力を堅持し、そして、必要な時と場所において、力の投射を可能にする
- 我々は、欧州に甚大な損害を与え、米国を脅かし、そして我々の敵対国を利する「気候変動」および「ネットゼロ」という破滅的イデオロギーを拒絶する




【参考】 トランプ大統領の国連総会演説 (2025年9月23日)

「私の意見では、気候変動は世界に対して行われた最大の詐欺行為」と発言




※国家安全保障戦略はトランプ版モンロー主義のもと、西半球 (Western Hemisphere) を重視。2026年1月3日のベネズエラ攻撃後、同6日に、ベネズエラ暫定政権との合意のもと、同国産の原油の販売を米国政府が開始したと発表 [🔗](#)

## エネルギー関連の経済制裁








### 対ロシア制裁の一環としてのインドに対する二次関税

前政権期から続く対ロシア制裁を継続しつつ、インドに対してロシア産原油の輸入を理由に25%の国別関税（※相互関税（25%）とは別）を課したが、2026年2月2日にトランプ大統領とインドのモディ首相が、ロシア産原油の輸入を理由とする25%の関税を撤廃し、相互関税を25%から18%に引き下げることに合意   →2月20日の最高裁判決により、これらの関税は終了 






### 米国・イスラエルによるイラン攻撃後の対ロシア制裁の一時的緩和

財務省は2026年3月12日、同日以前に船舶に積み込まれたロシア産の原油および石油製品について、制裁対象となる船舶に積み込まれたものも含め、必要な取引を4月11日まで許可 。4月17日には、同日以前に積み込まれたものについて、5月16日まで許可 。5月18日には、4月17日以前に積み込まれたものへの許可を6月17日まで延長 

### 対イラン制裁の一環としての中国の独立系石油精製事業者に対する制裁

前政権期から続く対イラン制裁を継続しつつ、財務省は2025年3月から2026年4月にかけて、ティーポットと呼ばれる中国の独立系石油精製事業者5社をイラン産原油の購入を理由として、順次、制裁リストに追加。イラン産原油をこれらの事業者に輸送するいわゆる影の船団も制裁対象に指定。制裁違反に対する二次制裁あり , , , , , 。トランプ大統領は2026年5月の米中首脳会談後に、制裁解除を示唆  
※財務省は2026年3月20日に、イラン産の原油と石油製品について4月19日までの期間限定で許可 。この許可はその後、更新されていない

### 対ベネズエラ制裁の緩和

ベネズエラ攻撃後の2026年1月29日以降、エネルギー関連を中心とする制裁を順次緩和 , , , , 

## 鉱物の確保に向けた国際的な取り組み

### 加工重要鉱物および派生製品の輸入調整に関する布告（2026年1月14日）

加工重要鉱物およびその派生製品が米国の国家安全保障を損なう恐れのある量および状況で輸入されていることなどを踏まえ、商務長官と通商代表に対し、貿易相手国との交渉を共同で進め、その際には「重要鉱物の貿易におけるプライスフロアおよびその他の貿易制限措置を検討すべき」と指示。同時に、国務長官に対しては、加工重要鉱物およびその派生製品の輸入状況の監視を指示 [🔗](#)

### 重要鉱物閣僚会議の主催（2026年2月4日）

54か国とともに開催。日本を含む先進国や鉱物資源国等が参加。資源の戦略地政学的関与に関するフォーラム（Forum On Resource Geostrategic Engagement, FORGE）を立ち上げ [🔗](#)

ヴァンス副大統領は演説のなかで「強制力のある最低価格によって外的混乱から保護される、重要鉱物のための特惠貿易圏」を提案。重要鉱物の生産の各段階に対して現実世界の公正な市場価値を反映する参照価格を設定し、特惠地域の参加国の間ではその参照価格をプライスフロアとして調整可能な関税を通じて維持し、それにより、安価な供給者が国内メーカーを市場から追い出した後に価格を釣り上げることを阻止することが狙い [🔗](#)。具体化は今後

### 重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン（2026年3月19日）

日米首脳会談に合わせて発表。国境調整されるプライスフロア等の貿易政策・メカニズムについて関係国と共に協議、中流・下流産業の競争力の維持・強化について協議、国境調整されるプライスフロアまたはその他の措置の具体化やサプライチェーンの強靱性確保に必要な措置について協議などの方針を提示 [🔗](#)

※同日に、日米協力プロジェクトの共同ファクトシート [🔗](#) と深海鉱物資源開発の協力覚書も発表 [🔗](#)

## 参考文献

- 上野貴弘 (2017) 「[トランプ政権のエネ環境戦略ーパリ協定は再加入交渉 輸出拡大は支配力促進ー](#)」 電気新聞 (2017年7月5日)。
- 上野貴弘 (2022) 「[米国「インフレ抑制法」における気候変動関連投資](#)」 電力中央研究所社会経済研究所、SERC Discussion Paper 22009。
- 上野貴弘 (2024) 『[グリーン戦争ー気候変動の国際政治](#)』 中公新書。
- 上野貴弘 (2026) 「[米国の国連気候変動枠組条約 \(UNFCCC\) からの「脱退」について](#)」 電力中央研究所社会経済研究所コラム。
- 坂本将吾 (2025) 「[米国がCCUS減税を拡充 火力への導入義務は撤廃へー「義務」から「投資機会」への転換](#)」 旬刊 EP REPORT EWN (第2152号)。
- 筒井美樹・澤部まどか (2025) 「[電気料金の国際比較ー2024年までのアップデートー](#)」 電力中央研究所社会経済研究所、SERC Discussion Paper 25005。
- 富田基史 (2026) 「[米政権が洋上風力に再び圧力 法的根拠乏しく事業者反発ー米国の政治環境の変化が事業リスクに](#)」 旬刊 EP REPORT EWN (第2164号)。
- 堀尾健太 (2025) 「[米政府、次世代炉の導入支援 基地や国立研究所など活用ー原子力安全規制の見直しも視野](#)」 旬刊 EP REPORT EWN (第2146号)。
- 丸山真弘 (2025) 「[送電サービスを受けない「併設負荷」の取扱いー米国・PJMでの議論からー](#)」 電力中央研究所研究資料、SE24502。
- 丸山真弘 (2026) 「[「料金支払者保護誓約」により米・大手テック企業は何を約束したのか?](#)」 電気新聞ゼミナール (354)。
- Barbose, Galen. 2024. U.S. State Renewables Portfolio & Clean Electricity Standards: 2024 Status Update. Lawrence Berkeley National Laboratory.
- Bradley, Curtis A. 2014. "Treaty Termination and Historical Gloss." *Texas Law Review* 92(4): 773–835.
- Galbraith, Jean. 2020. "Rejoining Treaties." *Virginia Law Review* 106(1): 73–125.
- King, Ben, Hannah Kolus, Michael Gaffney, Anna van Brummen, Nathan Pastorek and John Larsen. 2025. "Taking Stock 2025: US Energy and Emissions Outlook." Rhodium Group.
- Koh, Harold Hongju. 2018. "Presidential Power to Terminate International Agreements." *Yale Law Journal Forum* 128: 432–481.
- Trump, Donald J. 2017a. "[Statement by President Trump on the Paris Climate Accord.](#)" (June 1, 2017).
- Trump, Donald J. 2017b. "[Remarks by President Trump at the Unleashing American Energy Event.](#)" (June 29, 2017).
- U.S. Energy Information Administration (U.S. EIA). 2026a. "[Short-Term Energy Outlook \(STEO\) January 2026.](#)"
- U.S. EIA. 2026b. "[Annual Energy Outlook 2026.](#)"
- Wright, Chris. 2024. "How Trump Can Win on Energy: Zero Energy Poverty." *RealClearPolitics* (August 28, 2024).